# 新しい博物館登録制度に関する方向性と論点・課題

資料１

| 論点 | | 方向性 | 課題と対応<br>※主として事務局において検討の後、再度議論 | 検討を継続すべき事項 |
|---|---|---|---|---|
| 論点1 | ①制度の理念と目的 | ・各館が自らの運営を改善していくことを促進<br>・選別ではなく「底上げ・盛り立て」<br>・博物館としての基礎的条件を備えた施設の証左<br>・活動の充実のための政府の支援対象 | ・国民にわかりやすい的確な表現に（「認証博物館」等）【法令上の整理】 | ・現在の類似施設に対して、登録／認証を促す支援策を検討（第三者組織による助言、準備のための補助事業等） |
| | ②対象範囲 | ・対象の縛りをできるだけはずし、包括的に | ・審査基準等における非営利／公益性の担保に配慮【法令上の整理、関係省庁との調整】<br>・連動した振興策との関係の整理が必要【法令上の整理】 | ・設置主体の特性に応じて、非営利／公益性を審査する財務・経営上の”単位”について検討が必要 |
| | ③連動した博物館振興策 | ・できる限りメリットを拡充<br>・すべての登録／認証館に対するメリット（底上げ）と、ネットワーク化等による支援（盛り立てと底上げ） | 登録／認証館に対する<br>・予算事業や地方交付税における支援拡大<br>・税制上の優遇<br>・他の法令体系と連動した振興策（例えば、科研費等研究費（研究機関指定）、環境系施策（動物愛護法等））<br>を検討【財政当局・関係省庁との調整】 | ・ネットワーク化等の法令上の位置付け方の検討<br>・ネットワーク化等については、分野や支援内容、拠点の責務等の検討が必要<br>【分野候補のイメージ】<br>・地域（県域、地域等）<br>・館種・資料（自然史、科学、美術、動物、水族等）<br>・基本的機能（保存修復、ドキュメンテーション、防災、調査研究、教育、市民参画等）<br>・現代的課題（観光、国際交流、地域振興・まちづくり、社会的包摂・福祉、デジタル化等） |
| | ④審査基準 | ・外形的な審査から機能や実質的な活動を評価する基準に | ・審査基準は省令・告示レベルで規定【法令上の整理】 | ・日本博物館協会の共通基準案の検討<br>・館種別の特定基準案の検討<br>・いくつかのシナリオを想定したシミュレーションや小規模館、相当・類似施設へのヒアリング等を通じたフィージビリティーの検討 |
| 論点2 | ⑤審査主体・プロセス | ・登録／認証は国、都道府県・指定都市教委<br>・専門的審査は第三者組織が実施（地域差を生まない、運営実態・活動の質の審査、知見の蓄積、助言の役割） | ・第三者組織の位置付け（教育委員会の権限との関係を含む）について整理【法令上の整理】<br>・第三者組織の運用のための予算措置が必要【財政当局との調整】 | ・第三者組織の在り方について、関係団体との調整が必要 |
| | ⑥質保証と評価 | ・質保証のために更新制を導入 | ・更新期間は１０年程度を想定（指定管理者制度との関係等も考慮し、設置者の判断により短縮も可とする）【法令上の整理】 | ・更新時の審査で助言を得られる仕組みの検討 |
| 論点3 | ⑦職員体制 | （第3回、第４回WGの検討を踏まえて記載） | | ・館長の位置付け（権限、雇用形態等）<br>・学芸員をはじめとした専門的職員の体制の在り方（専門性、人数、雇用形態等） |
| | ⑧学芸員資格制度 | （第3回、第４回WGの検討を踏まえて記載） | | |
| | 他の法令体系との関係整理 | ・文化芸術基本法／文化財保護法体系との関係性の整理 | ・特に公開承認施設の指定との関係については整理・合理化が必要（例えば、公開承認施設に指定されている館の審査に当たっては、指定されていることを考慮／優遇する）【法令上の整理】 | |
| | 定義 | （WGでの検討を踏まえて記載） | | ・国際的動向等を踏まえて検討 |
| | 経過措置 | （WGでの検討を踏まえて記載） | | ・現行の登録及び相当施設への影響や、準備期間等を考慮して検討 |

佐久間委員提出資料

資料２

登録によるメリットの付与（案　3月4日改定）

「登録博物館は、国の文化行政、教育行政、文化財政策、自然環境政策、科学技術政策において、高い公共性と専門性を担う機関であり、国及び地方自治体は当該博物館と協力して事業を行うとともに必要な措置を講ずる」
のような文章を法に差し込み、あとは政令や、省令などで措置
（博物館のネットワーク化の推進は別条もほしいが）

〇交付金積み増し、税控除
登録博物館の機能向上のため
公立博物館・地方独法：地方交付税の算定基準の学芸員配置人数の上積（認証博物館をもつ自治体はその館数×1名程度の上積み）
大学法人・独法：交付金の同程度上積み（それ以上が必要な場合には拠点化を検討）
私立博物館：税控除による同等措置

個人立には一般社団法人化なり NPO なり法人化を必要とする？（要検討、特典を付与するなら個人では難しいのではないか）

〇寄付の促進
大学法人・地方独法・独法・その他法人立：経常経費にかかわる税負担が緩和され、寄付（現金）・寄贈（資料や作品）なども集めやすくなるよう、各種税制上の特例措置の拡大が必要。
公立博物館でも寄付や遺贈を受け入れやすくする仕組みの検討（広く博物館をカバーする支援基金などの基盤、受け皿づくり）、NPO との連携強化など
地方独法化によって失われた寄付寄贈などの税制上の優遇措置の復活。

〇手続きの省略、簡素化
ワシントン条約関連（指定種の譲渡、絶滅危惧種の譲渡、特定外来生物に係る規定）など環境省関連規制、農水省関連（動物の飼育など）、厚労省関連（麻薬関連）、銃刀法など規制、褒章関連、文化財保護法（文化財展示、公開承認施設の前提としての登録）、著作権の教育機関特例

〇各種競争的資金のエントリー
科学研究費については、登録博物館を「研究を目的とした機関」と認定。（その他資金や研究業績は各機関でクリア、ただし、紀要や図録などには研究出版物として認める一定の基準がほしい。）
文部科学省関連の教育、研究関連資金、芸術文化基本法関連資金、文化観光関連資金へのエントリー資格

〇文化財デジタル発信のための基盤提供
中小の博物館のデジタル発信を支援するため、博物館向けクラウドを（JAIRO クラウド型）開放（データベースを公的にバックアップ）

〇さらなる重点化・ネットワーク形成のための拠点博物館は登録博物館であることが大前提
ネットワーク形成も「必要な措置」として文化庁が行う。

〇文化的景観が国交省の伝建地区指定など街づくり事業と連動する、日本遺産指定がまちづくりのきっかけになるように、「登録・認証」を博物館が受けることで街づくりの充実につながるような政策連携メニューもほしい。（OECD ガイド参照 https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/03/OECD-ICOMguide.pdf ）

# 論点3　学芸員資格制度

資料3

文化庁 Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

## ＜これまでの議論と関連する動き＞

**2007年6月　「新しい時代の博物館制度の在り方について」（これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議）**

学芸員の養成段階の在り方については、以下を提言。
- 大学と博物館が協働して学芸員を養成する体制づくりが必要。
- 大学における「博物館に関する科目」は、経営・教育・コミュニケーション能力の育成を重視して見直し、科目を修得した者は「学芸員基礎資格（仮称）」を付与。
- 博物館での一定期間の実務経験を学芸員資格の要件に位置付け。
- 新しい養成段階として大学院レベルの専門課程も今後検討。

**2008年6月　博物館法改正（同日施行）**

➡ **文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、学芸員等の研修を行うよう努めることを追加**

➡ **社会教育施設等における一定の職に３年以上あったことを、学芸員の資格を得るために必要な実務経験として評価できるように**

**2009年2月　「学芸員養成の充実方策について」（これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議 第２次報告書）**

- 大学において修得すべき「博物館に関する科目」の見直し（単位を１２単位から１９単位に拡充）

※　大学における学芸員養成教育は、学芸員として必要最低限の専門的な知識・技術を身に付けるための入口として位置づけるべきという観点から、拡充する内容を精選

- 試験認定及び無試験認定による資格取得の方法の見直し
- 博物館実習について、大学及び博物館双方の指針となるガイドラインを策定し、内容の改善を促す

**2009年4月　博物館法施行規則の改正（2012年4月施行）**

➡ **「博物館に関する科目の単位」を9科目19単位に拡充**

２）新たな養成段階の可能性～大学院における専門教育の必要性～

学芸員の資格要件の向上や大学院レベルの養成課程へのニーズは従前から中央教育審議会生涯学習分科会の議論や各種調査等で見られているところである。

実態では、全国の学芸系職員の32%は修士号以上を取得しており、修士課程の履修を経た後に学芸員という職業を選択する学生が増えてきている。

大学院における専門教育に関しては、諸外国では大学院と博物館の現場が連携協力し、博物館学と実務能力の修得を共にプログラムに含めた高度な養成課程の先進事例もみられる。

我が国でも、学芸員資格取得者等を対象にした応用演習をカリキュラムに含める大学院や、大学院生を対象に博物館で実務経験に参画できるインターン制度を開始している博物館も見られる。

今後、大学院に博物館学及び博物館資料等に関する専門的な科目を位置づけ、例えば大学院の各分野の研究成果を、収集･保存、展示、教育普及等の具体的な博物館活動として展開する知識･技術を身に付けられる養成教育を検討することが必要である。このため、専門分野の学修とのバランスを考慮し、教育内容等についての十分な検討とともに、各大学におけるカリキュラムの開発が求められる。その際、複数の大学院や博物館が連携して各々の教育資源を有機的に活用してカリキュラムを編成すること等も有効である。

なお、大学院段階における学芸員資格付与制度の創設については、更に別紙１（「今後、早急に検討する必要がある事項について ２．学芸員制度関係」）のとおり多くの検討事項があり、関係の大学や博物館の意見等を踏まえて更なる検討が求められ、十分な準備期間を設けて対応することが必要である。

# 学芸員制度の概要

● 指導者の養成（資格付与）

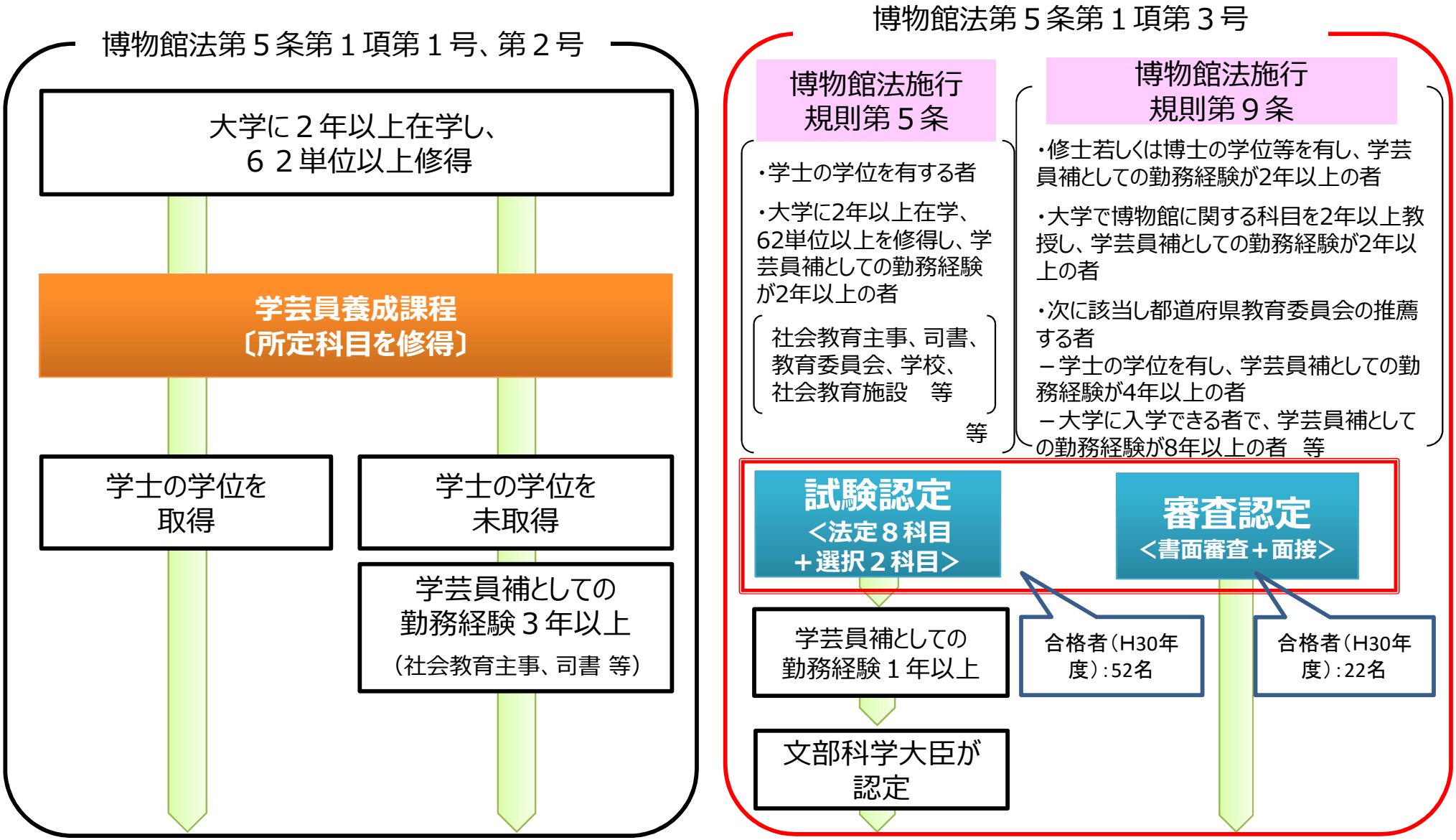

# 「学芸員資格取得に関する単位及び試験科目」新旧科目の比較

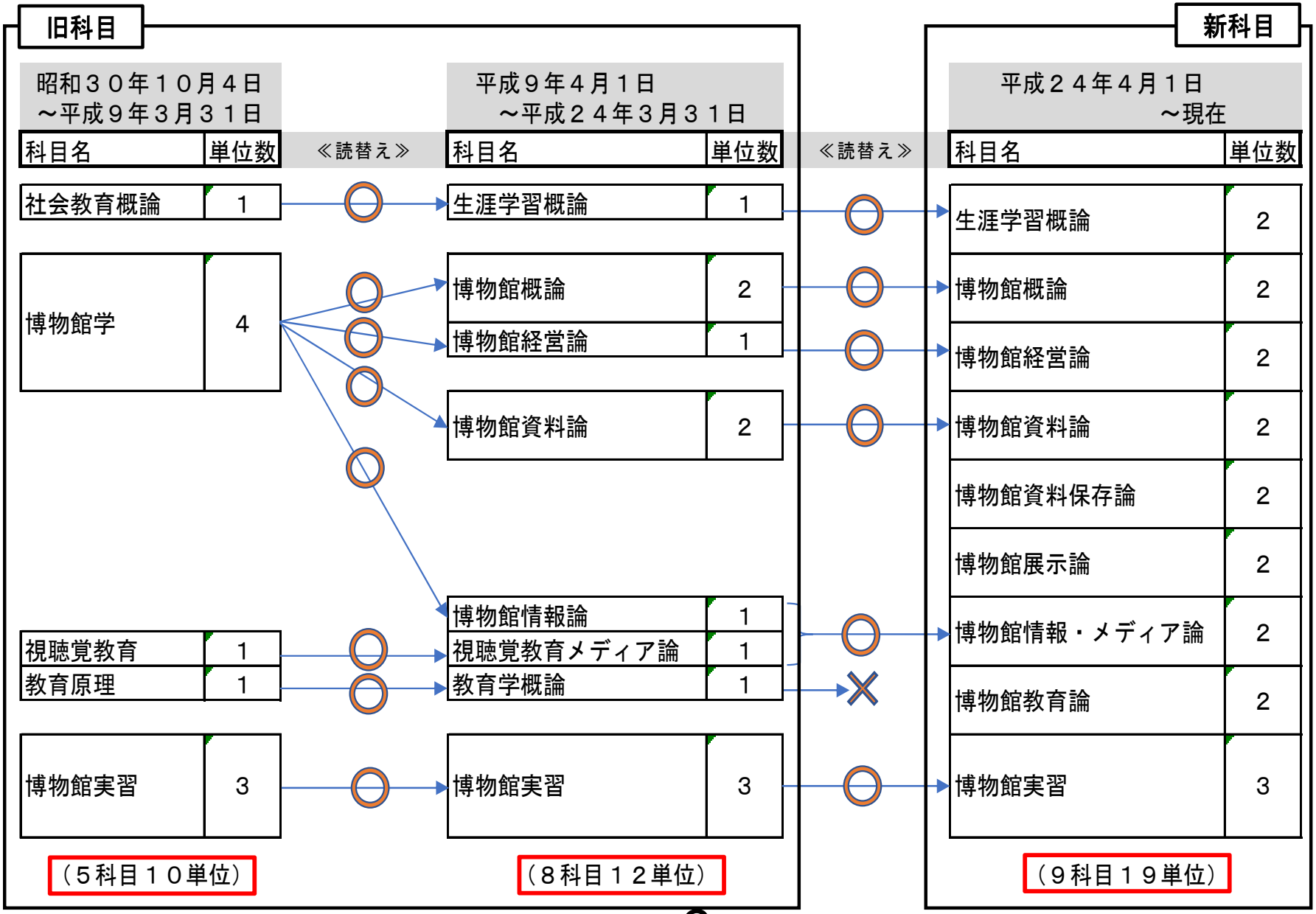

# 学芸員の資格取得者と就職

## １大学ごとの資格取得者数平均値の推移

図表 35　学芸員資格取得者数平均値（Q15）（2009～2018 年度）

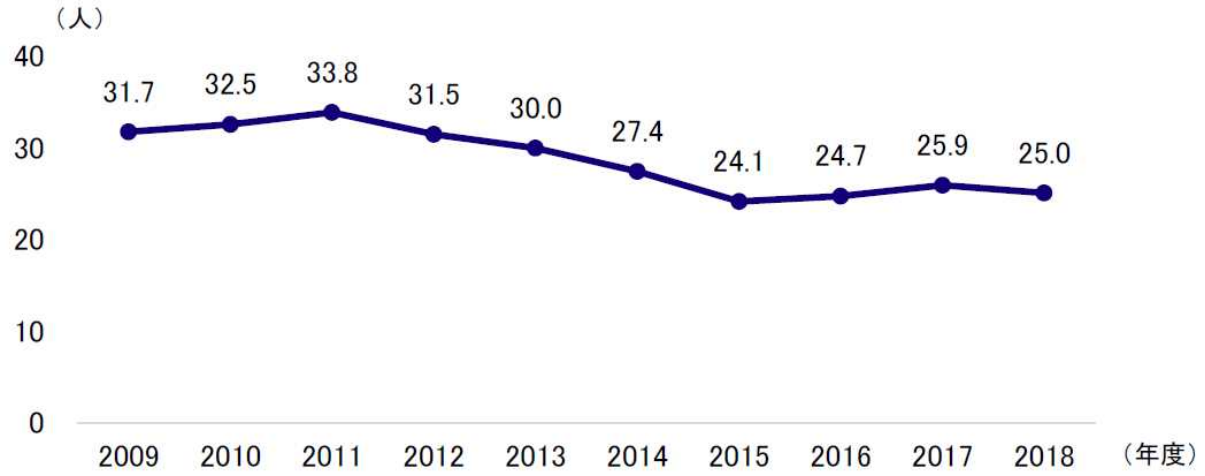


○直近10年（2009（H21）～2018（H30）年度）における１大学ごとの学芸員資格取得者数の平均値は、2012（H24）年度まで30人超

○その後2015（H27）年度の24.1人まで減少が続き、以降は25人前後で一応の安定状況

## １大学ごとの博物館関係への就職者数推移

【博物館等関連施設就職者数（2016～2018 年度）】

○博物館等関連施設への就職者数は、平均すると各大学１人に達しない

○同期間の１大学ごとの資格取得者数が、平均25人程度であることと比較しても、資格取得後の博物館関連就職は極めて狭き門



【出典】令和元年度博物館の機能強化に関する調査報告概要　－大学における学芸員養成課程について－

# 参考資料

# 博物館法における学芸員・職員に関する記載

条文の内容は読みやすいように適宜改めた。

**【総論】**

第1条　この法律は、社会教育法の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

第2条　この法律の「博物館」は、以下①②を満たすもの。

①歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせて、これらの資料の調査研究をすることを目的とする機関

②このうち、地方公共団体、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人又は政令で定める法人（独立行政法人を除く。）が設置するもので登録を受けたもの

第3条　博物館は、おおむね次に掲げる事業を行う。

① 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示する。
② 博物館資料を博物館外で展示する。
③ 一般公衆に、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行う。
④ 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
⑤ 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行う。
⑥ 博物館資料に関する報告書等を作成、頒布する。
⑦ 博物館資料に関する講演会等を主催する。
⑧ 博物館の所在地又はその周辺にある文化財の解説書、目録を作成する等一般公衆の文化財の利用の便を図る。
⑨ 社会教育における学習成果を活用して行う教育活動を行う。
⑩ 他の博物館等と緊密に連絡・協力し、博物館資料の相互貸借等を行う。
⑪ 教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助する。

**【職員に関すること】**

第4条　博物館に、館長を置く。館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

博物館に、専門的職員として学芸員を置く。学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他関連事業の専門的事項をつかさどる。

博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

第5条　次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

① 学士の学位を有する者で、博物館に関する科目19単位を修得したもの
② 大学に2年以上在学し、博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上を修得し、3年以上学芸員補の職にあったもの
③ 文部科学大臣が、前①②と同等以上の学力・経験を有すると認めた者

**【博物館の運営】**

第8条　文部科学大臣は、博物館の設置・運営上望ましい基準を定める。

第9条　博物館は、運営状況の評価を行い、その結果に基づき博物館の運営の改善に必要な措置に努める。

第9条の2　博物館は、運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努める。

**【登録】**

第10条　博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、都道府県の教育委員会（指定都市の教育委員会を含む）に登録を受ける。

第12条　都道府県の教育委員会は、登録の申請があった場合、審査する。

① 博物館資料があること。
② 学芸員その他の職員を有すること。
③ 建物及び土地があること。
④ 一年を通じて150日以上開館すること。

**【公立博物館】**

第19条　公立博物館は、地方公共団体の教育委員会（又は地方公共団体の長）の所管に属する。

第20条　公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に意見を述べる。

第23条　公立博物館は、入館料その他対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営にやむを得ない事情のある場合、必要な対価を徴収できる。

**【私立博物館】**

第27条　都道府県の教育委員会は、指導資料の作成・調査研究のため、私立博物館に必要な報告を求めることができる。都道府県の教育委員会は、私立博物館に、求めに応じて、専門的、技術的な指導・助言ができる。

第28条　国・地方公共団体は、私立博物館に、求めに応じて、必要な物資の確保につき援助ができる。

**【博物館相当施設】**

第29条　博物館の事業に類する事業を行う施設で、

①国又は独立行政法人が設置する施設にあっては文部科学大臣が、
②その他の施設は都道府県の教育委員会（指定都市の教育委員会を含む）が、
博物館相当施設として指定したものについて、第27条第2項の規定を準用する。

（→指定要件は①資料を整備している、②専用の施設及び設備を有する、③学芸員に相当する職員がいる、④一般公衆の利用のために施設・設備を公開する、⑤一年を通じて100日以上開館する）

# 学芸員制度改正の経緯

昭和２６年１２月　博物館法公布（昭和２７年２月施行）

昭和３０年　７月　博物館法の一部を改正する法律

- **「人文科学学芸員」「自然科学学芸員」の区分を廃止**

昭和３０年１０月　博物館法施行規則の全部改正

- 大学における**学芸員養成課程科目の制定（5科目10単位）**

昭和４８年１１月　**公立博物館の設置及び運営に関する基準（以下「４８基準」）**

平成　８年　８月　博物館法施行規則の改正（平成９年４月施行）

- 学芸員になるための資格取得方法のひとつである**「博物館に関する科目の単位」に関する改正（8科目12単位）**

平成　８年　８月　博物館法第５条第２項の規定により**学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職を指定する告示**

平成１０年１２月　**「４８基準」における学芸員等の人数規定削除**

平成１５年　６月　「４８基準」の全部改正

平成１８年　９月　これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議（以下「在り方検討会議」）設置。

平成１９年　３月　「在り方検討会議」の中間まとめにおいて、新しい学芸員制度のイメージを答申。

平成１９年　６月　「在り方検討会議」の報告において、学芸員養成の充実方策について答申。

平成２０年　６月　博物館法改正（同日施行）

- 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、**学芸員等の研修を行うよう努めることを追加**
- 社会教育施設等における一定の職に３年以上あったことを、**学芸員の資格を得るために必要な実務経験として評価できるように**

平成２１年　４月　博物館法施行規則の改正（平成２４年４月施行）

- 学芸員になるための資格取得方法のひとつである**「博物館に関する科目の単位」に関する改正（9科目19単位）**

平成２３年１２月　博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成１５年改正の基準の全部改正）

平成２７年　４月　**学芸員補の職と同等以上の職の指定**の一部改正の施行

- 幼保連携型認定こども園において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職を追加

# 学芸員数の推移及び一館当たり人数

文部科学省社会教育調査報告書

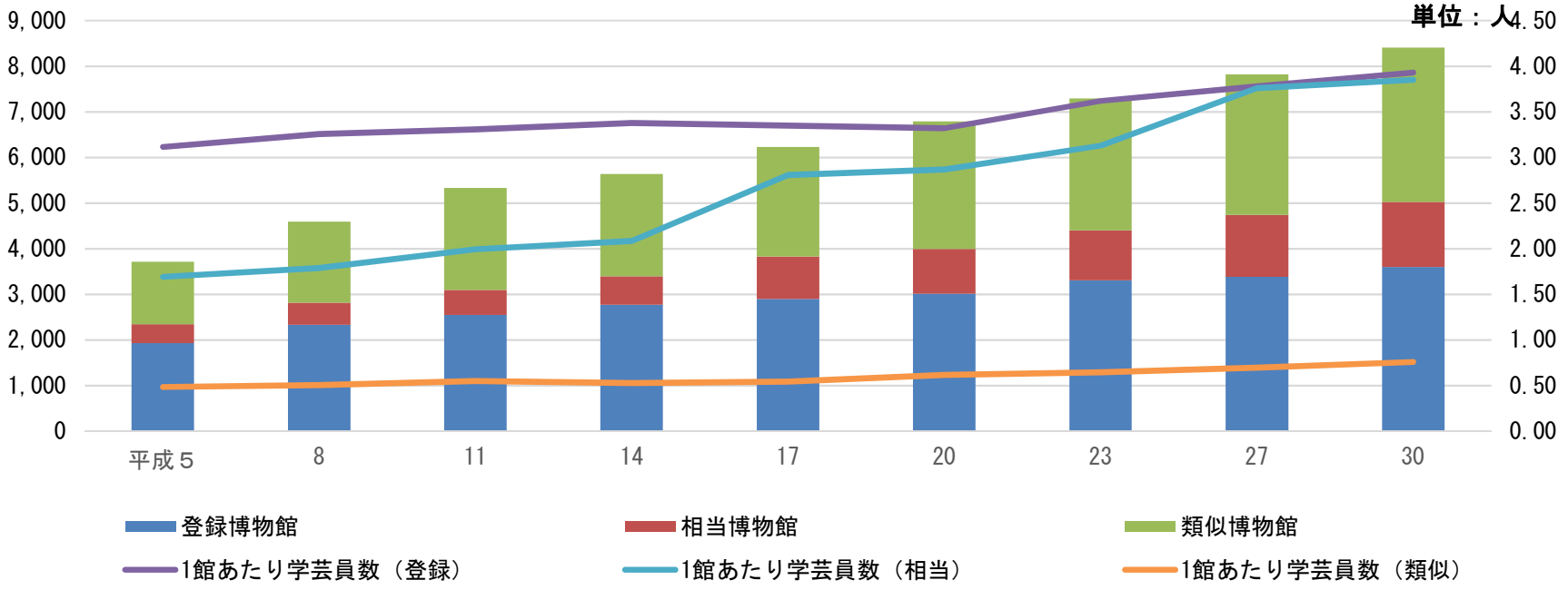


| 区分 | 平成5 | 8 | 11 | 14 | 17 | 20 | 23 | 27 | 30 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 学芸員数 | | | | | | | | | |
| 登録博物館 | 1,929 | 2,328 | 2,544 | 2,766 | 2,898 | 3,012 | 3,304 | 3,381 | **3,593** |
| 相当博物館 | 409 | 483 | 550 | 627 | 929 | 978 | 1,092 | 1,357 | **1,432** |
| 類似博物館 | 1,373 | 1,778 | 2,234 | 2,243 | 2,397 | 2,796 | 2,897 | 3,083 | **3,378** |
| 1館当たり学芸員数 | | | | | | | | | |
| 登録博物館 | 3.12 | 3.26 | 3.31 | 3.38 | 3.35 | 3.33 | 3.62 | 3.78 | **3.93** |
| 相当博物館 | 1.69 | 1.79 | 1.99 | 2.08 | 2.81 | 2.88 | 3.13 | 3.76 | **3.85** |
| 類似博物館 | 0.48 | 0.5 | 0.55 | 0.53 | 0.54 | 0.62 | 0.65 | 0.70 | **0.76** |

# 博物館関係職員数の推移

表２－９　職員数（全体／時系列比較）「Ｑ４－１－１、Ｑ４－２」

| | | | 平成９年 | | | 平成16年 | | | 平成20年 | | | 平成25年 | | | 令和元年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | N= | | | N= | | | N= | | | N= | | | N= | | |
| 館長 | 常勤館長総数（無回答の館を除いた館についての人数） | | 1,756 | 1,056 | 人 | 1,861 | 1,133 | 人 | 2,131 | 1,285 | 人 | 2,161 | 1,219 | 人 | 2,242 | 1,377 | 人 |
| | 館長が常勤している館の割合（回答館全体に占める割合） | | 1,891 | 55.8 | % | 2,030 | 55.8 | % | 2,257 | 56.9 | % | 2,258 | 54.0 | % | 2,314 | 59.5 | % |
| 常勤職員 | 常勤職員のいる館の割合 | | 1,654 | 92.6 | % | 1,997 | 86.9 | % | 2,089 | 82.0 | % | 2,161 | 83.4 | % | 2,120 | 89.1 | % |
| | 常勤職員総数（館長を除く） | | 1,654 | 13,178 | 人 | 1,997 | 13,592 | 人 | 2,089 | 13,784 | 人 | 2,161 | 13,665 | 人 | 2,120 | 13,493 | 人 |
| | 内訳 | 副館長 | | 531 | 人 | | 571 | 人 | | 607 | 人 | | 578 | 人 | | 600 | 人 |
| | | 学芸系職員 | | 4,494 | 人 | | 4,591 | 人 | | 4,914 | 人 | | 4,634 | 人 | | 5,254 | 人 |
| | | 事務・管理系職員 | | 4,936 | 人 | | 5,208 | 人 | | 4,703 | 人 | | 3,624 | 人 | | 4,965 | 人 |
| | | 学芸・事務管理系職員 | | 3,216 | 人 | | 3,222 | 人 | | 3,560 | 人 | | 4,829 | 人 | | 2,674 | 人 |
| | １館当たりの常勤職員数（館長を除く／平均） | | | 7.97 | 人 | | 6.80 | 人 | | 6.60 | 人 | | 6.32 | 人 | | 6.36 | 人 |
| | 内訳 | 副館長 | 1,654 | 0.32 | 人 | 1,997 | 0.29 | 人 | 2,089 | 0.29 | 人 | 2,161 | 0.27 | 人 | 2,120 | 0.28 | 人 |
| | | 学芸系職員 | | 2.72 | 人 | | 2.30 | 人 | | 2.35 | 人 | | 2.14 | 人 | | 2.48 | 人 |
| | | 事務・管理系職員 | | 2.98 | 人 | | 2.61 | 人 | | 2.25 | 人 | | 1.68 | 人 | | 2.34 | 人 |
| | | 学芸・事務管理系職員 | | 1.94 | 人 | | 1.61 | 人 | | 1.70 | 人 | | 2.23 | 人 | | 1.26 | 人 |
| 非常勤職員 | 非常勤職員のいる館の割合 | | 1,654 | 41.9 | % | 1,997 | 46.4 | % | 2,089 | 53.0 | % | 2,161 | 53.9 | % | 2,120 | 55.9 | % |
| | 非常勤職員総数 | | 1,654 | 2,802 | 人 | 1,997 | 3,732 | 人 | 2,089 | 4,466 | 人 | 2,161 | 5,185 | 人 | 2,120 | 5,375 | 人 |
| | 内訳 | 副館長 | | 100 | 人 | | 81 | 人 | | 140 | 人 | | 98 | 人 | | 159 | 人 |
| | | 学芸系職員 | | 933 | 人 | | 1,131 | 人 | | 1,410 | 人 | | 1,364 | 人 | | 1,631 | 人 |
| | | 事務・管理系職員 | | 1,104 | 人 | | 1,688 | 人 | | 1,838 | 人 | | 1,571 | 人 | | 2,574 | 人 |
| | | 学芸・事務管理系職員 | | 665 | 人 | | 832 | 人 | | 1,078 | 人 | | 2,152 | 人 | | 1,011 | 人 |
| | １館当たりの非常勤職員数（館長を除く／平均） | | | 1.69 | 人 | | 1.87 | 人 | | 2.14 | 人 | | 2.40 | 人 | | 2.54 | 人 |
| | 内訳 | 副館長 | 1,654 | 0.06 | 人 | 1,997 | 0.04 | 人 | 2,089 | 0.07 | 人 | 2,161 | 0.05 | 人 | 2,120 | 0.08 | 人 |
| | | 学芸系職員 | | 0.56 | 人 | | 0.57 | 人 | | 0.67 | 人 | | 0.63 | 人 | | 0.77 | 人 |
| | | 事務・管理系職員 | | 0.67 | 人 | | 0.85 | 人 | | 0.88 | 人 | | 0.73 | 人 | | 1.21 | 人 |
| | | 学芸・事務管理系職員 | | 0.40 | 人 | | 0.42 | 人 | | 0.52 | 人 | | 1.00 | 人 | | 0.48 | 人 |

注）「常勤職員」と「非常勤職員」の人数（総数及び平均）は、「常勤」と「非常勤」に分けて「副館長」「学芸系職員」「事務・管理系職員」「学芸・事務管理系職員（学芸系であると同時に事務・管理系でもある職員）」の人数を尋ねた質問において、いずれかの項目に１人以上の人数が記載されていた館の回答を有効として集計した。



【出典】令和元年度日本の博物館総合調査報告書（令和２年９月　公益財団法人　日本博物館協会）

# 博物館における様々な課題

○　自館における課題として、「外国人向けの対応が不十分」「ICTを利用した新展示方法の未導入」「財政面の厳しい状況」「施設設備の老朽化」「職員不足」を挙げる館の割合が多い。財政面・人材面・施設面等、多角的な解決策が必要。

表３－２１－２　自館の問題点（館種別）「Ｑ２３－１」　（%）

| 館種／順位 | 総合 (N=129) | 郷土 (N=248) | 美術 (N=497) | 歴史 (N=1,108) | 自然史 (N=101) | 理工 (N=102) | 動物園 (N=41) | 水族館 (N=44) | 植物園 (N=34) | 動水植 (N=10) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 外国人向けの対応が不十分 | 外国人向けの対応が不十分 | 外国人向けの対応が不十分 | 外国人向けの対応が不十分 | 外国人向けの対応が不十分 | 外国人向けの対応が不十分 | 財政面の厳しい状況策 | 施設設備の老朽化 | 財政面の厳しい状況 | 外国人向けの対応が不十分 |
| | 88.4 | 90.3 | 82.7 | 84.3 | 80.2 | 84.3 | 87.8 | 81.8 | 76.5 | 80.0 |
| 2 | 必要な資料整理が追まない | ICTを利用した新展示方法の未導入 | ICTを利用した新展示方法の未導入 | ICTを利用した新展示方法の未導入 | 財政面の厳しい状況 | 施設設備の老朽化 | 外国人向けの対応が不十分 | 外国人向けの対応が不十分 | 施設設備の老朽化 | 財政面の厳しい状況 |
| | 85.2 | 89.1 | 78.9 | 81.0 | 79.2 | 76.5 | 87.6 | 72.7 | 76.4 | 80.0 |
| 3 | ICTを利用した新展示方法の未導入 | ウェブサイト等を使った資料情報公開が不十分 | 財政面の厳しい状況 | ウェブサイト等を使った資料情報公開が不十分 | 資料・資料目録のデジタル化が不十分 | 職員不足 | ICTを利用した新展示方法の未導入 | 財政面の厳しい状況 | 外国人向けの対応が不十分 | ICTを利用した新展示方法の未導入 |
| | 84.5 | 86.7 | 77.3 | 79.0 | 79.2 | 75.5 | 83.0 | 68.2 | 73.5 | 80.0 |
| 4 | 財政面の厳しい状況 | 財政面の厳しい状況 | 入館者の確保が不十分 | 財政面の厳しい状況 | ICTを利用した新展示方法の未導入 | 財政面の厳しい状況 | ミュージアムショップ等の充実が不十分 | 職員不足 | 職員不足 | 職員不足 |
| | 84.5 | 84.3 | 76.1 | 78.7 | 78.3 | 73.5 | 78.0 | 68.2 | 70.6 | 80.0 |
| 5 | 施設設備の老朽化 | 資料・資料目録のデジタル化が不十分 | ウェブサイト等を使った資料情報公開が不十分 | 資料・資料目録のデジタル化が不十分 | ウェブサイト等を使った資料情報公開が不十分 | ICTを利用した新展示方法の未導入 | 設設備の老朽化 | 資料・資料目録のデジタル化が不十分 | 入館者の確保が不十分 | 施設設備の老朽化高齢者・障害者対応が不十分 |
| | 83 | 83.5 | 75.8 | 75.8 | 78.2 | 72.6 | 77.8 | 68.2 | 68.7 | 80 |

【出典】令和元年度日本の博物館総合調査報告書（令和２年９月 公益財団法人 日本博物館協会）

# 学芸員養成大学数の推移

<各年度4月1日時点>

| | 平成24年 | | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和２年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 298（※1） | | 302 | 302 | 304 | 301 |
| 新規 | ― | ～ | 1 | 3 | 2 | ― |
| 変更 | ― | | 35 | 42 | 31 | ― |
| 廃止 | ― | | 1 | 1 | 5 | ― |

※1　平成23年度中に新規の届出があった大学数

<留意事項>

○　新規、変更、廃止の数は当該年度に次年度からの体制について、届出があった数とする。

○　学生の募集は停止する場合でも在校生がいる場合は変更として算出している。

<参考　令和２年４月１日現在の大学内訳>

○　4年制大学　294校（国立56　公立21　私立217）

○　短期大学　７大学（部）（公立1　私立6）

# 学芸員養成課程開講大学／令和2年4月1日現在：301大学

## ［4年制大学］294大学

### （国立大学）56

北海道大学 北海道教育大学 帯広畜産大学 弘前大学 岩手大学 東北大学 山形大学 福島大学 茨城大学 筑波大学 群馬大学 埼玉大学
千葉大学 東京大学 東京学芸大学 東京農工大学 東京芸術大学 東京海洋大学 お茶の水女子大学 一橋大学 横浜国立大学（●）
新潟大学 富山大学 金沢大学 福井大学 山梨大学 信州大学 岐阜大学 静岡大学 名古屋大学 愛知教育大学（●） 三重大学 京都大学
京都教育大学 京都工芸繊維大学 大阪大学 大阪教育大学 神戸大学 奈良教育大学 奈良女子大学 和歌山大学 鳥取大学 島根大学 岡山大学
広島大学 山口大学 徳島大学 鳴門教育大学 愛媛大学 高知大学 九州大学 佐賀大学 熊本大学 宮崎大学 鹿児島大学 琉球大学

### （公立大学）21

札幌市立大学 秋田公立美術大学 群馬県立女子大学 高崎経済大学 東京都立大学 長岡造形大学 金沢美術工芸大学 都留文科大学
静岡文化芸術大学 愛知県立大学 愛知県立芸術大学 滋賀県立大学 京都市立芸術大学 京都府立大学 大阪市立大学 尾道市立大学
県立広島大学 広島市立大学 山口県立大学 北九州市立大学 沖縄県立芸術大学

### （私立大学）217

札幌大学 札幌学院大学 札幌国際大学 苫小牧駒澤大学 北翔大学 北海学園大学 弘前学院大学 盛岡大学 石巻専修大学 尚絅学院大学
東北学院大学 東北生活文化大学 東北福祉大学 宮城学院女子大学 東北芸術工科大学 いわき明星大学 茨城キリスト教大学 筑波学院大学
常磐大学 文星芸術大学 跡見学園女子大学 埼玉学園大学 十文字学園女子大学 尚美学園大学 駿河台大学 文教大学 江戸川大学
川村学園女子大学 城西国際大学 聖徳大学（※） 千葉科学大学 千葉経済大学 東京情報大学 東京成徳大学 和洋女子大学 青山学院大学
桜美林大学 大妻女子大学 学習院大学 学習院女子大学 北里大学 共立女子大学 国立音楽大学 慶応義塾大学 工学院大学 國學院大學
国際基督教大学 国士舘大学 駒澤大学 駒沢女子大学 実践女子大学 淑徳大学 上智大学 昭和女子大学 女子美術大学 白梅学園大学
杉野服飾大学 成城大学 聖心女子大学 清泉女子大学 専修大学 大正大学 大東文化大学 玉川大学（※） 多摩美術大学 中央大学 帝京大学
帝京科学大学 帝京平成大学（※） 東海大学 東京家政大学 東京家政学院大学 東京工芸大学 東京女子大学 東京造形大学 東京都市大学
東京農業大学 東洋大学 二松學舎大学 日本大学 日本獣医生命科学大学 日本女子大学 文化学園大学 法政大学 武蔵大学 武蔵野音楽大学
武蔵野美術大学（※） 明治大学 明治学院大学 明星大学 目白大学 立教大学 立正大学 和光大学 早稲田大学 他

## ［短期大学（部）］7大学

### （公立短期大学）1

山形県立米沢女子短期大学

### （私立短期大学）6

帯広大谷短期大学 郡山女子大学短期大学部 國學院大學栃木短期大学 大谷大学短期大学部 華頂短期大学 大阪青山短期大学



【注釈】（※）は通信課程設置大学、（●）は在学生のみ受講可能

# 令和元年度博物館の機能強化に関する調査報告概要　－大学における学芸員養成課程についてー

**調査【1】**

Ｗｅｂアンケート調査
○調査対象：文化庁webサイト「学芸員養成課程開講大学一覧」のうち、課程廃止が確認されたものを除く２９９校
○有効回答：１２７件（４２%）※国公立４１件、私立８６件

**調査結果概要**

## 養成課程に関わる職員数（常勤・非常勤）

| 常勤 | n＝127 | %、人 |
|---|---|---|
| 全　体 | 127 | 100.0 |
| 平均値 | | 5.25 |

図表 29　常勤教員数の国公立・私立別の比較（Q19）

| 非常勤 | n＝127 | %、人 |
|---|---|---|
| 全　体 | 127 | 100.0 |
| 平均値 | | 6.41 |

図表 30　非常勤教員数の国公立・私立別の比較（Q19）

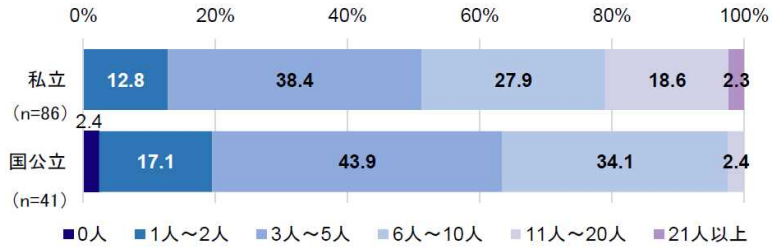


○養成課程に関わる教員数は、
常　勤：平均5.25人
非常勤：平均6.41人

○私立の方が常勤教員が少なく、非常勤教員が多い大学が多い

## 単位数増加の教育への影響（平成24年度から８科目12単位→９科目19単位に増加）

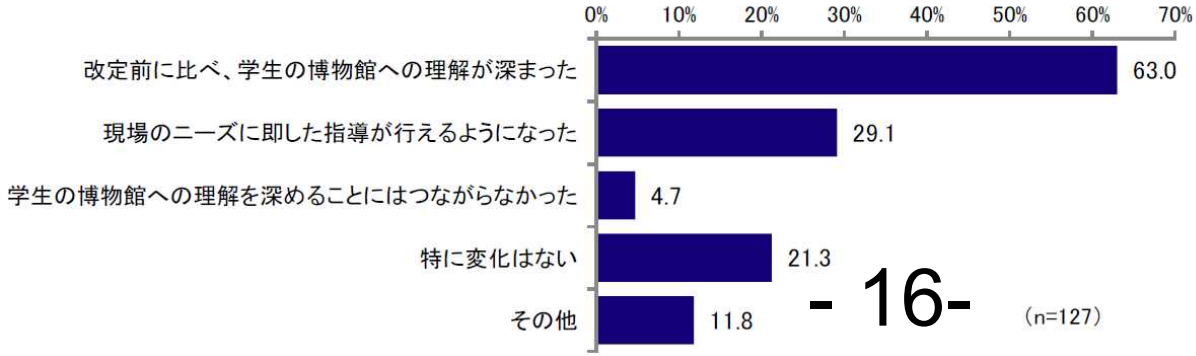


○「学生の博物館への理解が深まった」：63.0%という改善効果を認識する回答が多数
○「現場のニーズに即した指導が行えるようになった」：29.1%という回答が３割弱である一方、「特に変化はない」：21.3%といった回答が２割強

調査結果概要

## 養成課程における新規分野との連携

図表 18　新規分野との連携に関する取組（Q12）

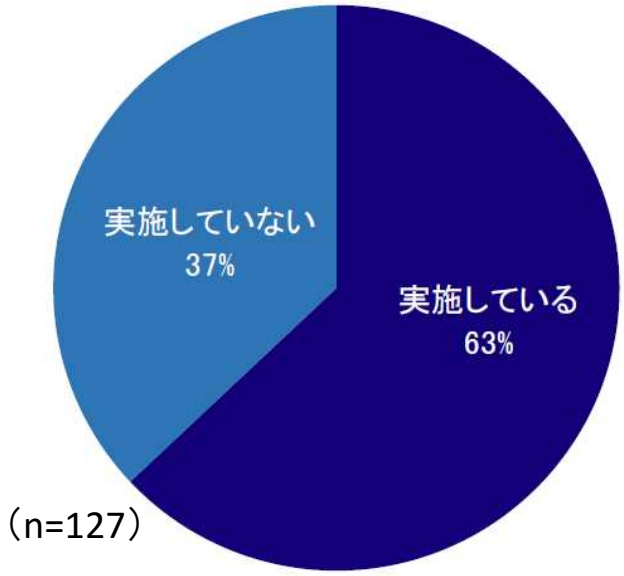


（n=127）

○約６割（63%）の大学が、博物館と観光やまちづくり、福祉分野等との連携について、学芸員養成課程における取組を実施

○具体的な取組内容は、講義での紹介が最多であるが、学外機関と連携し博物館実習に観光などのテーマを組み入れる、学外施設での実習や社会活動に取り組むなど、より踏み込んだ取組事例もあり

◆新規分野

博物館と観光やまちづくり、福祉等、これまでの博物館と関係性が強固ではなかった分野との連携。

＜参考＞文化芸術基本法（平成29年６月施行）【抄】

第二条　10　（前略）文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ，観光，まちづくり，国際交流，福祉，教育，産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

| 分野 | まちづくり・地域連携 | 観光 | 福祉 | 環境・自然 | 学校教育 |
|---|---|---|---|---|---|
| 回答数 | 40 | 17 | 8 | 3 | 1 |

図表 19　新規分野との連携に関する取組の手法及び連携分野（Q12 自由回答）

| 手法 | 講義での紹介 | 実習での紹介・体験 | 学外機関との連携 | 学生等による社会活動 | 学外関連施設での実習・体験など | 学外関連施設見学 | 大学博物館との連携 | 詳細不明・未実施など |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 回答数 | 52 | 19 | 18 | 15 | 14 | 10 | 4 | 4 |

（n=80、カテゴリーは重複あり）

# 令和元年度博物館の機能強化に関する調査報告概要　－大学における学芸員養成課程について－

調査結果概要

## １大学ごとの資格取得者数平均値の推移

図表 35　学芸員資格取得者数平均値（Q15）（2009～2018 年度）

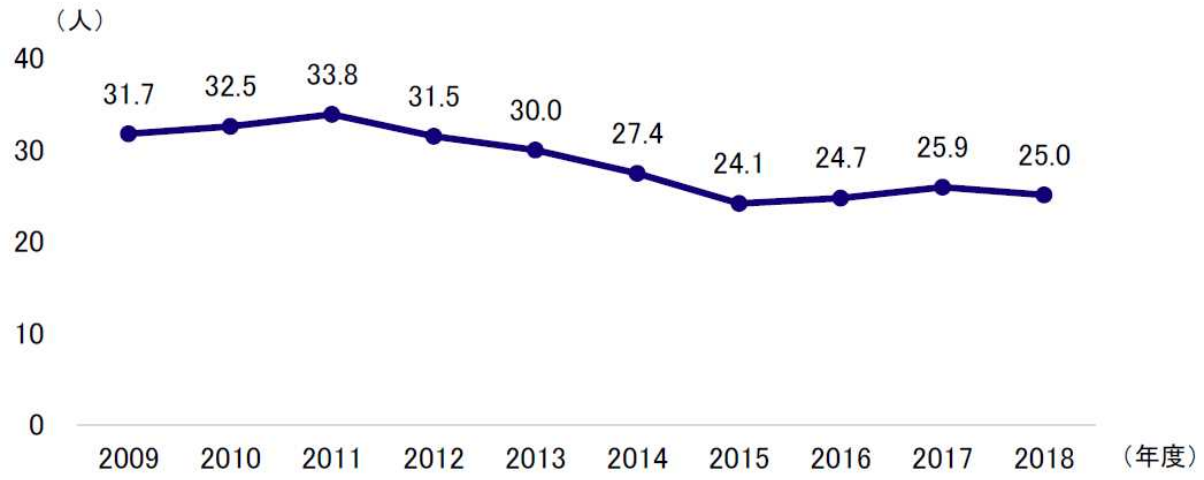


○直近10年（2009（H21）～2018（H30）年度）における１大学ごとの学芸員資格取得者数の平均値は、2012（H24）年度まで30人超

○その後2015（H27）年度の24.1人まで減少が続き、以降は25人前後で一応の安定状況

## １大学ごとの博物館関係への就職者数推移

【博物館等関連施設就職者数（2016～2018 年度）】

○博物館等関連施設への就職者数は、平均すると各大学１人に達しない

○同期間の１大学ごとの資格取得者数が、平均25人程度であることと比較しても、資格取得後の博物館関連就職は極めて狭き門

# 博物館へのニーズ

○　文化芸術の鑑賞活動の過去1 年間の鑑賞率は67.3%。うち「美術」が23.6%、歴史系博物館が16.5%と上位。
○　美術館や博物館にもっと行きやすくなるには「入場料が安くなる」（48.1%）、「住んでいる地域やその近くに美術館・博物館ができる」（33.6%）、「展覧会の開催に関する情報が分かりやく提供される」（25.4%）となっており、経済的要因、交通の便に関わる要因や情報提供に関わる要因が上位に並ぶ。
○　地域の文化的環境の充実のためには、「文化施設の充実」（26.6%）、「文化芸術の創作や準備、活動ができる施設や情報の充実」（19.1%）も必要。

○過去1年に国民が文化芸術を直接鑑賞した経験の割合（N=3000）

| | |
|---|---|
| 文化芸術を鑑賞したことがある人 | 67.3% |
| 映画（アニメを除く） | 36.2% |
| 歴史的な建物や遺跡（建造物（社寺・城郭など）、遺跡、名勝地（庭園など）の文化財） | 26.6% |
| 美術（絵画、版画、彫刻、工芸、陶芸、書、写真、デザイン、建築、服飾など） | 23.6% |
| ポップス、ロック、ジャズ、歌謡曲、演歌、民族音楽など | 18.5% |
| 歴史系の博物館、民俗系の博物館、資料館など | 16.5% |

○美術館・博物館に行きやすくなるための要因（N=3000）

| | |
|---|---|
| 入場料が安くなる | 48.1% |
| 近隣に美術館・博物館ができる | 33.6% |
| 展覧会の開催に関する情報が分かりやく提供される | 25.4% |

○地域の文化的環境の充実のために必要な取組（N=3000）

| | |
|---|---|
| ホール・劇場、美術館・博物館などの文化施設の充実 | 26.6% |
| 子どもが文化芸術に親しむ機会の充実 | 26.2% |
| 講演、展覧会、芸術祭などの文化事業の充実 | 20.7% |
| 文化芸術の創作や準備、活動ができる施設や情報の充実 | 19.1% |

（出典）文化に関する世論調査報告書（令和２年３月、文化庁）

# 博物館界が抱える課題

○　博物館界全体の課題として、「国や自治体の博物館振興策が不十分」「市民、国民が博物館を支援する体制が不備」が7 割を超える。「博物館の国際化の進展が不十分」「博物館以外との連携・協力が不十分」が6 割を超える。**博物館法や登録制度の改善・充実が課題として意識されている。**

○　また、自館における課題として、「外国人向けの対応」（84.5%）、「ICTを利用した新しい展示方法の未導入」（80.6%）、「財政面の厳しさ」（79%）、「施設設備の老朽化」（75.2%）、「職員数の不足」（73.2%）を挙げる館の割合が多い。財政面・人材面・施設整備面等、多角的な解決策が必要。

○博物館界の課題

| 質問項目 | すごくあてはまる／まあ当てはまるの合計 |
|---|---|
| 国や地方公共団体の博物館振興策が十分ではない。 | 72.7% |
| 市民、国民が博物館を支援する体制ができていない。 | 70.9% |
| 日本の博物館の国際化が進んでいない。 | 60.0% |
| 日本の博物館界と博物館界以外の連携・協力が十分ではない。 | 64.5% |
| 職員の能力開発が十分ではない。 | 62.1% |
| 日本の博物館の国の指針・政策の方向性が明確に示されていない。<br>＊前回の設問：日本の博物館の将来像が明確になっていない。 | 60.0% |
| 博物館法等の法令が博物館の実情にあっていない。 | 59.0% |
| 博物館登録制度が博物館の実情にあっていない。 | 57.8% |
| 日本の博物館界における相互の連携・協力が十分ではない。 | 56.3% |
| 博物館関係の各種協会・団体の活動が十分ではない。 | 54.0% |
| 学芸員養成制度に問題がある。 | 52.6% |

（出典）令和元年度博物館総合調査（公益財団法人日本博物館協会）

# 博物館専門人材への研修事業

2021年度予算額（案）　56百万円

文化庁では、博物館全体における学芸員等の資質向上のための研修を実施。
その他、独立行政法人等において、文化財の保存・修復等、専門性に応じた研修を実施。

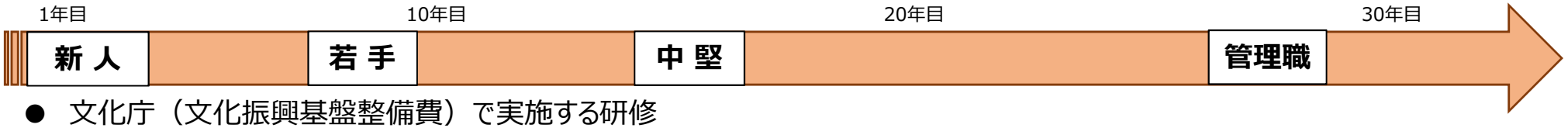


● 文化庁（文化振興基盤整備費）で実施する研修

**【博物館学芸員専門講座（３日間）】**
学芸員として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる学芸員としての力量を高める。

**【学芸員等在外派遣研修（３か月～１年）】**
学芸員等を諸外国の博物館等に派遣し、先進的な展示、教育普及活動等を通じて、国の博物館施策に反映させるとともに、地域の専門職員の研修・職務で有効活用する。

**【ミュージアム・エデュケーション研修（５日間）】**
現職学芸員等、教育普及を担当する職員に知識・技能を修得させるための研修を行い、博物館運営全体に教育的配慮をもって関わることが出来る人材を育てる。

**【博物館長研修（３日間）】**
新任館長に、管理・運営や、博物館を取り巻く社会の動向などの研修を行う。

**【ミュージアム・マネジメント研修（３日間）】**
事務系・学芸系とわず、管理運営に関わる職員に、企画及び管理運営に必要な知識や博物館を取り巻く社会動向について研修を行う。

**【全国博物館長会議】**
日本博物館協会と文化庁の共催

※上記以外にも、文化庁及び関係機関において、学芸員・文化財保護専門技術者を対象とした研修会等を実施し、現職学芸員や文化財保護に携わる専門技術者等の資質の向上に向け取り組んでいます。
（参照）https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/kenshu/pdf/92386101_01.pdf

資料4

2021.3.5

# 学芸員制度見直し視点の私案

浜田弘明

## 1 「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」報告書

・2007 年（H19）第一次報告書『新しい時代の博物館制度の在り方について』
・2009 年（H21）第二次報告書『学芸員養成の充実方策について』を踏まえて検討したい。

## 2 方向性の私案

・学芸員の名称及び国家資格制度の継承　…　国家試験の継続
・学芸員補の廃止または見直し …　大学進学者が少ない頃の制度の改革
・大学院における学芸員養成・専門職大学院の検討　…　高度専門職の養成
・経験を積んだ学芸員への称号付与　…　認証学芸員の新設

## 3 学芸員養成上の課題（省令レベルの検討）

・大学院に学芸員課程を設置するのかどうか
・博物館専門職を養成する専門職大学院が設置できるのかどうか
・学部での資格養成の継続　…　新科目を追加するかどうか
・現職学芸員の再教育をどのように行うか

## 4 上級資格としての認証学芸員の新設（告示レベルの検討）

公文書館の「認証アーキビスト」制度等を参考に「認証学芸員」制度を新設するかどうか

①実務経験 3 年以上
②専門的知識・技能を持つ
③修士課程修了レベル

・認証の方法：国立公文書館の「アーキビスト認証委員会」の設置等を参考

## 5 学芸員配置形態の検証（日本型の学芸員制度を検証）

学芸員不在の博物館を無くすための方策を検討　…　博物館施設の底上げ

・非正規職員（任期付・会計年度任用職員）として学芸員採用・発令されるケース
・正規の研究職として学芸員採用・発令されるケース
・正規の事務職として学芸員採用・発令されるケース
・学芸員発令も無く、有資格者が事務職として勤務するケースなどの確認

# 学芸員資格の見直し 私案

資料５

〇現行制度の問題点：専門分野と博物館学の不整合、キャリアパスの不透明（意欲ある学生が困惑）、館園実習の破綻（関係者の負担増）
〇見直しの方針：裾野の拡大と専門職養成の両立（「広く／深く」）・・・職員・関係者養成（基礎資格）と専門職養成（学芸員資格）の2段階

| 位置付 | 目的 | 資格 | 目標 | 資格の活用 | 要件 | 養成制度・科目等 | 養成機関・養成規模 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国家資格 | 職員・関係者の養成 | 【基礎資格】<br>仮称　博物館士<br><br>※学芸員補資格は廃止 | ミュージアム・リテラシーの習得<br>〇場（バ）の理解<br>博物館という機関の基礎的な理解 | ・博物館職員（学芸系、管理系）、アルバイト<br>・関聯事業者（案内、展示、資料管理等）<br>・支援者（サポーター、パートナー） | ・博物館に関する基礎科目履修 | ・大学学部・短大の博物館士養成課程で基礎科目の必要単位を取得<br>【4科目8単位程度】（下線は新設）<br>生涯学習概論or文化政策概論、博物館概論、博物館機能論、博物館基礎実習（主に見学） | ・全国約300校<br>・有資格者年間1万人弱を2万人に？（裾野の拡大をめざす） | ・国家資格ではなく、称号とするか<br>【参考】<br>・社会教育士の称号付与（社会教育主事の修得すべき科目の単位取得者、講習履修者は、社会教育士と称することができる） |
| | 専門職の養成 | 【専門資格】<br>学芸員 | 館種別ミュージアム・ベイシックスの習得<br>〇事（コト）の専門性<br>専門分野（美術史、歴史学、自然史学、科学、生物学等々）<br>→ 大学院修士レベル（アカデミック・トレーニング）<br>〇物（モノ）の専門性<br>実務経験（専門分野の資料を取り扱う経験）<br>〇場（バ）の専門性<br>博物館学の知見 | ・学芸系専門職員 | ・博物館士資格取得<br>・博物館に関する専門科目の履修<br>・博物館資料に関する専門性の提示 | 〇現職<br>・仮称 博物館士資格取得<br>・認定博物館の学芸業務に3年間従事、専門分野の実績提示（展示図録等）<br>・博物館に関する専門科目の講習履修<br>〇新卒<br>・仮称 博物館士資格取得<br>・専門分野（歴史、美術、自然史等）の修士号取得<br>・博物館に関する専門科目の単位取得（半年～1年のインターンシップを含む）<br>【8科目16単位】（下線は新設）<br>博物館経営論、博物館資料論、博物館資料保存論、博物館展示論、博物館教育論、博物館地域社会論、博物館情報・メディア論、博物館専門実習<br>※講習は実習を除く | ・大学に学芸員養成課程を開設。各大学は館種に特化したコース設定を（特色を出す）<br>例：美術、歴史、自然史、科学、動物水族、植物等<br>※複数の大学院と博物館が連携した養成課程の共同コースの創設も<br>・採用数に見合った規模を確保 | 【参考】<br>一橋大学大学院言語社会研究科 学芸員資格取得プログラム・・・2004年から2020年までに34 人が美術館、博物館、文化振興に関わる財団や機関に就職 |
| 民間資格 | 専門職の実績認定 | 【上級資格】<br>仮称　認定学芸員 | ・博物館の学芸業務の高度な知識・技能の習得、実績 | ・上級学芸専門職 | ・認証要件に対する実績の提示 | ・認定制度の前提として、現職向け研修のさらなる充実と体系化<br>・登録審査の第三者組織による認定<br>【参考】<br>・国立公文書館 アーキビスト認証制度<br>・日本図書館協会 認定司書事業 | ・年間数十名程度？ | ・階層化は、職場の職階制に委ねる<br>→ 職層の設定（例：学芸課長、主任学芸員等）と処遇との連動 |

資料６

# 提言『博物館法改正へ向けての更なる提言
# ～2017 年提言を踏まえて～』
# （2020年8月27日）

小佐野　重利

（第3回　法制度の在り方に関するワーキンググループ資料）

2021年3月5日

# 提言(3) 学芸員制度の改正による学芸員の区分の設定

学芸員資格を、専門的職員としての基本を身につけるために学部卒で取得できる「二種学芸員」と、さらに高度な専門的知識及び技能を獲得できるよう修士課程修了を要件とする「一種学芸員」の二種類に分ける。

新たに「二種学芸員」になった者は、実務経験・リカレント研修・インターンシップ等、または大学院修士修了によって「一種学芸員」として認定される。

なお、現行の学芸員資格を保有する学芸員は、勤続年数や学芸員経験年数等を基準に「一種学芸員」または「二種学芸員」となる

# (3) 学芸員制度の改正による学芸員の区分の設定

- 学芸員養成課程を学部で設置している大学304校。大学院の学芸員養成科目・課程等の開設を念頭に置いた、一種学芸員（修士修了）と二種学芸員（学部卒）の種別の設置。

← 日本学術会議（2002～2004年：第18期と19期）の報告で学術資料を扱う、特に修士課程修了以上の専門職員の確保・養成制度（シニア・上級学芸員）の必要性、同時に、2007年の「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」でも学芸員養成課程の高度化・実務経験の充実のために大学院における専門教育の必要性が議論された。

また、世界に類例のない日本の国家資格の学芸員制度に倣いながら、韓国は「学芸士」には「所管学芸士」試験によって一級正学芸士、二級正学芸士、三級正学芸士と準学芸士の区分を設け、我が国より体系的な整備をおこなっている。

←「博物館及び美術館振興法」（全文改定 1999. 2. 8法律　第5928号：改定　2000. 1. 12 法律第6130号）第1章総則

**第６条（博物館・美術館学芸士）**

①博物館及び美術館は大統領令に定めるところにより、第４条の規定による博物館・美術館事業を担当する博物館・美術館学芸士（以下「学芸士」という）を置くことができる。

②学芸士は１級正学芸士、２級正学芸士、３級正学芸士及び準学芸士に区分し、その資格制度の施行方法・節次などに関して必要な事項は大統領令で定める。

③学芸士は国際博物館協議会の倫理綱領と国際協約を遵守しなければならない。

# （４）学芸員による独創的な研究を可能とする新制度設計

人類文化の未来に貢献するため、学芸員による業務から離れた自由な研究活動の意義も認め、独創的な研究を可能にする予算措置・研究費獲得の仕組みや、十分な人員を適切に配置するなど研究環境の基盤整備を講ずるべきである。

- 学芸員は、別に「雑芸員」と呼ばれるなど社会通念としてステータスが定まっていない。

- 「学部卒でもなれるのだから、研究者といえるのか」
（←第２３期日本学術会議幹事会メンバーの発言）

- 研究者の定義も、実に曖昧なのである。

# (4) -1　学芸員による独創的な研究を可能とする新制度設計

①現行の博物館法第4条第４項を改正し、学芸員の職務内容を見直す。

　学芸員が業務の調査研究以外に、独創的な研究にも従事して博物館を通じて地域の活性化に貢献できるようにする。

→　研究者としての学芸員の法的な根拠を確立

第４条第４項「学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。」

現状では、学会発表のための出張等も、学会長からの派遣依頼がないとできないような状況にある。年次休暇や出勤日振替で発表に出向く。

・学芸員が研究者として活躍している実績のエビデンス

「学芸員の科学研究費補助金申請・採択の現状把握のためのアンケート調査」の実施（2019年3月～4月：郵送104、及びWeb回答システム利用）、総回答数86

研究助成金の獲得によって、安定した研究の継続が可能となり、新しい知識を獲得して研究者としてのレベルアップができ、展覧会へ研究成果を還元できたことが窺われる。

# (4)-2　学芸員による独創的な研究を可能とする新制度設計

②学芸員の研究者としてのステータス向上を図るため。

→　文部科学省は一定水準以上の研究能力が認められる博物館に対して、研究機関指定の基準（「科学研究費補助金取扱規程第2条第1項第1号及び第4号並びに同条第4項の機関の指定に関する要項」）の柔軟化を図るべき

・現在「研究機関指定」されている博物館等は、「国立館」10館を含めて、わずか48館。指定要件の高いハードル（特に四、五）

一 学芸員が科学研究費補助金を受け取って研究を行うことに対して博物館の支援、研究計画の立案、発表、学会等への参加の自由があること

二 博物館に管理系と独立した研究系（学芸課など）の組織が存在していること

三 常勤の学芸員の原著論文発表数とその掲載誌等の評価

四 学芸員の一人当たりの研究費が年間36万円以上であること。

←2002年 3月30日「学芸員の科学研究費代表申請資格に関する文部科学省との交渉についての報告」美術史学会 学会活動報告－委員会報告 (bijutsushi.jp)　には「研究費という独立した費目がない場合に、美術館予算の中で何を研究費と見るかについては、申請者の作成した書類に基づき個別に判断していく。」とある。

五 科学研究費補助金の管理等の事務が機関の事務組織の所掌事務に必ず位置づけられていること